
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2019/6/24号 (No. 313)

【知的財産権部からのお知らせ】

○2019年度第2回中国IPG全体会合・ジェトロ知財セミナー

第一部は、中国IPG会員のみが参加し、中国IPGの運営や活動等に関する情報共有を行います。
第二部は、知財に関わるセミナーで、IPG会員以外の方々でもご参加可能です。

◆日時：2019年7月11日（木）13：30～17：00（13：00受付開始）

◆場所：広州花園酒店（ガーデンホテル）3階 玉蘭・芍薬庁
（広州市越秀区環市東路368号、TEL 020-8333-8989）

◆主催：JETRO 広州事務所、中国IPG

◆プログラム（予定）

＜第一部＞ 中国IPG全体会合（13：30～14：30）

- ・「2019年度第2回中国IPG全体会合」にあたって
中国IPGグループ長（三菱重工業（中国）有限公司） 木田共彦 氏
- ・中国経済と日本企業2019年白書、その他中国知財に関する話題
JETRO 北京事務所 知識産権部長 山本英一 氏
- ・「2019年度特別委員会 渉外委員会」について
渉外委員会委員長（トヨタ自動車（中国）投資有限公司）小田智洋 氏
- ・その他、事務局からの連絡事項

＜第二部＞ジェトロ知財セミナー（15：00～17：00）※同時通訳付

- ・中国スマートカー産業の現状及び開発動向について（仮）
中国汽車研究中心（天津） 康凱 副主任
- ・企業の知財保護と経営戦略について（仮）
広州小鵬汽車科技有限公司 趙大武 知識産権部総監
- ・企業の特許戦略及び特許リスク調査（仮）
広州嘉權專利商標事務所有限公司 黄広龍 マネージャー

◆参加費：無料

◆定員：80名（※定員になり次第、締め切りとなります。）

◆お申し込み方法：下記URLよりお申し込みください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcg/190711001>

◆お申し込み締め切り：2019年7月5日（金）

◆お問い合わせ先：

JETRO 広州事務所 知的財産権部（担当：金、謝、黎）

Tel：020-8752-0060（内線：180、160、120）

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局申長雨局長、インドネシア法務人権大臣と会談（国家知識産権網 2019年6月19日）
2. 中国とタイ、知的財産権分野の協力と交流を強化（国家知識産権網 2019年6月17日）

3. CNIPA 申長雨局長がベトナム科技副大臣、知的所有権庁長官と会談(国家知識産権網 2019年6月17日)
4. 王勇国務委員、知的財産権侵害摘発活動テレビ電話会議で演説(国家知的財産権戦略網 2019年6月13日)
5. 第12回日米欧中韓五庁長官会合が開催、CNIPA 申局長が出席(国家知識産権網 2019年6月13日)
6. 国家知識産権局、地理的表示保護に関する標準化技術委員会を設立へ(国家知識産権網 2019年6月12日)

○ 地方政府の動き

1. 福建省、電子情報産業知的財産権連盟を設立(国家知識産権網 2019年6月20日)
2. 黒龍江省知識産権局、中国ロシア博覧会で普及啓発イベントを実施(国家知識産権網 2019年6月20日)
3. 福建、代理業界の違反行為を取り締まる「ブルースカイ」特別行動を実施(国家知識産権網 2019年6月19日)
4. 山東省、知的財産権分野で「たけのこ行動」を実施(山東省知識産権局 2019年6月18日)
5. 雲南省、「鉄拳」行動計画を公表、知的財産権法執行活動を推進(国家知識産権網 2019年6月14日)

○ 司法関連の動き

1. 北京知的財産権法研究会、著作権法と競争法の専門委員会を設立(法制網 2019年6月17日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 全国知的財産権侵害摘発活動指導グループ、2019年活動要点を發布(中国政府網 2019年6月17日)

● ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局申長雨局長、インドネシア法務人権大臣と会談★★★

中国国家知識産権局 (CNIPA) 申長雨局長がこのほどインドネシアを訪問し、ヤソンナ・ハモナガン・ラオリー法務人権大臣と会談を行った。

双方は2013年に協力了解覚書を締結して以来、ハイレベル対話、人員交流、研修などの面で効果的な協力を展開してきた。申局長は、「中国の「一帯一路」イニシアチブとインドネシアの海洋国家構想が合致するものであり、協力の見通しが広い」との認識を示し、審査業務や育成訓練などの実務協力を拡大し、「一帯一路」と「中国・アセアン」枠組み下の協力、交流を強化したいと表明した。

ラオリー氏は「中国との協力関係を重視する」とし、知的財産権の各分野における交流、協力を強化することを望むと語った。

会談後、双方は新しい知的財産権分野協力了解覚書を締結した。

(出典：国家知識産権網 2019年6月19日)

<http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1139932.htm>

★★★2. 中国とタイ、知的財産権分野の協力と交流を強化★★★

6月17日、国家知識産権局 (CNIPA) の甘紹寧副局長がタイ知的財産局 (DIP) を訪問し、トッサポン局長と今後の知的財産権協力について会談を行った。

甘副局長は「両国は隣り合った国であり、両国関係の歴史も非常に長い。CNIPA と DIP は20年余りにわたって深い友情と協力関係を築いてきた。双方は二国間、地域間または多国間のいずれの枠組みの下においても、様々な協力事業を展開してきた」と指摘したうえで、今後、知的財産権の各分野における実務協力をさらに拡大していきたいと表明した。

トッサポン局長は「一帯一路」イニシアチブに積極的に参与し、専利、商標、地理的表示の各分野でより深いレベルの互惠協力を展開したいと語った。

双方はまた、地理的表示に関する今後の協力事業、「一帯一路」枠組み下の協力プログラム、知的財産権の普及啓発などのテーマを巡って議論を交わした。会談後、両局は地理的表示に関する協力覚書を提携した。

(出典：国家知識産権網 2019年6月17日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1139832.htm>

★★★3. CNIPA 申長雨局長がベトナム科技副大臣、知的所有権庁長官と会談★★★

6月14日、中国国家知識産権局（CNIPA）申長雨局長率いる代表団がベトナムを訪問した。申局長はベトナム科学技術省の範公琢副大臣、ベトナム知的所有権庁の丁有費長官とそれぞれ会談を行った。

中国とベトナムは2006年に知的財産権分野の協力関係を確立した。科学技術省での会談において、申局長はこれまでの協力成果を評価した後、知的財産権の各分野における交流、協力を引き続き深めたいと表明した。範副大臣は「中国側との知的財産権協力を高く重視する。ハイレベル会合の定期開催、人的交流や情報交流の強化を望む」と語った。

丁長官との会談において、双方はそれぞれの最新の動きを説明し、協力内容の充実、「一帯一路」枠組み下の知的財産権協力、中国アセアン知的財産権協力などについて意見を交わした。

14日午後、中国代表団はベトナム知的所有権庁で中国の知的財産権保護制度に関するシンポジウムを開催し、ベトナムの関連する政府部門、企業、代理機構に中国の特許、商標、地理的表示の保護に関する制度、実務を説明した。

(出典：国家知識産権網 2019年6月17日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1139833.htm>

★★★4. 王勇国務委員、知的財産権侵害摘発活動テレビ電話会議で演説★★★

6月12日、全国の知的財産権侵害・模倣品摘発活動テレビ電話会議が北京で開催された。全国知的財産権侵害模倣品摘発活動指導グループ長を務める国務院の王勇国務委員が出席し、演説した。

王国務委員は、知的財産権侵害と模倣品製造販売の摘発は公平に競争できる市場秩序の維持、イノベーション・起業の保護と奨励、良好なビジネス環境の構築のための重要な施策であると強調した後、各地方、各部門に対し、▽国の各政策の徹底▽インターネットや城郷結合部（都市、農村の合流地域）、輸出入などにおける摘発活動の強化▽違法コストの大幅な引き上げ、繰り返し侵害と悪意侵害の厳罰▽監視管理手段の刷新▽国際交流協力の推進——などに取り組むよう求めた。

(出典：国家知的財産権戦略網 2019年6月13日)

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=47036>

★★★5. 第12回日米欧中韓五庁長官会合が開催、CNIPA 申局長が出席★★★

6月12～13日、日米欧中韓の特許庁が韓国インチョン（仁川）において、第12回五庁長官会合を開催した。韓国特許庁（KIPO）のバク庁長が議長を務め、日本国特許庁（JPO）の宗像長官、中国国家知識産権局（CNIPA）の申局長、米国特許商標庁（USPTO）のイアック長官、欧州特許庁（EPO）のカンピーノス長官と、世界知的所有権機関（WIPO）のガリ事務局長（オブザーバー）が出席した。

会合において、五庁長官はAIを含む新技術への対応、五庁協力の今後の発展といった2つの戦略的課題を巡って議論を交わした。申局長は、新技術分野に関する協力の強化、協力体制の改善、情報交流の拡大——に今後の協力事業の重点を置き、開放で積極的な姿勢を以てユーザーニーズに対応し、関連する国家、地域の知的財産権保護をより良く促進するよう提案した。

6月12日に開催された五庁長官・ユーザー会合において、新技術に関連した五庁の協力などについて議論が交わされた。申局長は知的財産権の保護、審査、サービスに関する中国政府の取り組みを説明した。

(出典：国家知識産権網 2019年6月13日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1139786.htm>

★★★6. 国家知識産権局、地理的表示保護に関する標準化技術委員会を設立へ★★★

国家市場監督管理総局がこのほど、全国知的財産権管理標準化技術委員会・地理的表示保護分会の設立を認可した。国家知識産権局が設立作業と業務指導を担当する。地理的表示保護分会の業務範囲は地理的表示製品の保護に関する国家標準の策定、改正である。

国家知識産権局は「全国專業標準化技術委員会管理弁法」に基づいて、委員募集、活動体制整備、標準策定・改正計画の作成などに取り組み、開放的で協力的な方針に沿って各資源を整合し、地理的表示保護の標準化システムの整備を推し進めることとしている。

地理的表示保護分会が設立後、全国原産地域製品標準化活動グループ（SAC/SWG4）が担当する原産地域製品などの国家標準の策定・改正作業は同分会が担当するようになり、全国原産地域製品標準化活動グループ（SAC/SWG4）は廃止されることになる。

（出典：国家知識産権網 2019年6月12日）

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1139765.htm>

○ 地方政府の動き

★★★1. 福建省、電子情報産業知的財産権連盟を設立★★★

6月18日、福建省知識産権局と福建省電子情報集団、「知創福建」知的財産権公共サービスプラットフォームが共同で設立した福建省電子情報産業知的財産権連盟が発足した。また、福州海峡国際コンベンション&エキシビジョンセンターで開催された式典において、福建省の電子情報知的財産権運営・保護センターと「知創福建」電子情報集団活動ステーションが同時に運用開始された。

福建省電子情報産業知的財産権連盟、知的財産権運営・保護センター、活動ステーションは政府、企業、サービス機構、大学、研究機関、金融機関を結ぶ交流、協力の場を構築し、電子情報産業を中心に知的財産権サービス資源を整合し、知的財産権ポートフォリオと知的財産権の運用を促進し、知的財産権保護の新しいあり方を模索することなどを趣旨としている。

（出典：国家知識産権網 2019年6月20日）

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1139927.htm>

★★★2. 黒龍江省知識産権局、中国ロシア博覧会で普及啓発イベントを実施★★★

6月15日、第6回中国ロシア博覧会と第30回ハルビン国際経済貿易商談会がハルビン市で開催された。黒龍江省知識産権局は中国（黒龍江）知的財産権保護支援センターと共同で、知的財産権サービスステーションを会場に設置し、知的財産権普及啓発イベントを催した。

会場において、知的財産権サービスステーションの職員は、特許、商標、地理的表示の出願や知的財産権の保護、成果譲渡などに関する企業関係者からの質問に回答し、宣伝資料を配布した。

（出典：国家知識産権網 2019年6月20日）

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1139923.htm>

★★★3. 福建、代理業界違反行為を取り締まる「ブルースカイ」特別行動を実施★★★

福建省知識産権局がこのほど、専利（特許、実用新案、意匠）代理業界の違反行為を取り締まる「ブルースカイ」特別行動を始動した。2年に渡り実施し、専利代理業界の違反行為を厳罰する。

省知識産権局の顔局長によると、「ブルースカイ」特別行動は普及啓発、的確な摘発、実効重視の方針に基づいて、行動内容のPRと日常の監視管理活動を強化し、法執行協力と長期的体制の確立に注力する。また、専利代理活動に対する事中と事後の監視管理を一層強化し、資格のない代理行為や異常な専利出願行為などを集中的に取り締まり、福建省の専利代理業界の健全的で秩序ある発展を促進することとしている。

（出典：国家知識産権網 2019年6月19日）

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1139926.htm>

★★★4. 山東省、知的財産権分野で「たけのこ行動」を実施★★★

山東省がこのほど、独自の知的財産権を持つ企業の育成を目的とする「たけのこ行動」の実施を決定した。山東省の革新型企業が「たけのこ」のように成長することを目指して、イノベーション駆動型発展戦略を実施し、知的財産権の保護を強化し、一流のイノベーション環境を構築することとしている。

「たけのこ行動」は企業の知的財産権の創造・運用・保護などの活発化から着手し、人材誘致、技術導入、高価値特許の転化などを通じて、企業のイノベーション、知的財産権創造をサポートする。具体的には、▽知的財産権の優位企業の育成▽企業の特許創造ポテンシャルの掘り下げ▽高価値特許の実用化の促進▽企業を対象とした知的財産権サービスの能力向上▽知的財産権金融サービスの強化▽知的財産権ビッグデータ活用の強化▽知的財産権保護の厳格化▽知的財産権教育研修の強化——を含む10の取り組みを掲げている。

（出典：山東省知識産権局 2019年6月18日）

<http://www.sdipo.gov.cn/contents/3/139.html>

★★★5. 雲南省、「鉄拳」行動計画を公表、知的財産権法執行活動を推進★★★

先日、雲南省市場監督管理局が「2019年知的財産権法執行『鉄拳』行動方案」を公表し、全省で2019年度の知的財産権に関する法執行活動、「鉄拳」行動を開始した。

法執行の特別行動として、「鉄拳」行動は主に商標権侵害、専利（特許、実用新案、意匠）詐称、専利権侵害、地理的表示侵害、特殊標識侵害などの違法行為をめぐって展開される。電子商取引、重点商品及び市場、外商投資の3つの分野に重点を置いて法執行活動を強化し、雲南省の知的財産権法執行システムの整備を推し進め、知的財産権分野の法執行効果の向上に注力する。これにより、権利者と消費者の合法的権益を確実に保護し、雲南省のビジネス環境の持続的な最適化を促進するよう努める。

（出典：国家知識産権網 2019年6月14日）

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1139802.htm>

○ 司法関連の動き

★★★1. 北京知的財産権法研究会、著作権法と競争法の専門委員会を設立★★★

6月15日、北京知的財産権法研究会が北京歌華開元ホテルで著作権法専門委員会と競争法専門委員会の設立式を開催した。

北京知的財産権法研究会は内部機構として企業IP、商標法、専利法という3つの専門委員会を設けている。今回の著作権法専門委員会と競争法専門委員会の設立により、研究会の内部構造の改善、知的財産権分野の研究強化などに寄与することが期待されている。著作権法専門委員会は中国政法大学の劉瑛氏が、競争法専門委員会は中国科学院大学の尹鋒林氏がそれぞれ主任を担当する。

設立式典の後に開催された、著作権集団管理の法律関連問題に関するシンポジウムに、中国の5つの著作権集団管理組織の代表と有識者、裁判官、弁護士、ユーザー代表およそ200名が出席し、著作権集団管理の制度構築や、集団管理組織と業界との交流促進などのテーマを巡って議論を交わした。

（出典：法制網 2019年6月17日）

http://www.legaldaily.com.cn/fxjy/content/2019-06/17/content_7906717.htm

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 全国知的財産権侵害摘発活動指導グループ、2019年活動要点を發布★★★

全国知的財産権侵害・模倣品製造販売摘発活動指導グループがこのほど、「2019年知的財産権侵害・模倣品製造販売摘発活動要点」を發布した。

「活動要点」に▽インターネットや農村、城郷結合部（農村と都市との合流地域）、輸出入、外資系企業などの重点分野に関する摘発活動の強化▽専利（特許、実用新案、意匠）権、商標権、著作権などに関わる違法、犯罪の厳罰化を含む法執行活動の強化▽重大事件の摘発、知的財産権裁判体制の改善などを中心とした司法保護の強化▽「著作権法」、「専利法」などの改正作業の推進と、信用システム構築の加速などを含む長期的体制の整備▽権利保護支援体制の整備と普及啓発の強化▽国際交流・協力の強化——の6側面の34の任務が盛り込まれている。

（出典：中国政府網 2019年6月17日）

http://www.gov.cn/xinwen/2019-06/17/content_5400941.htm

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。
配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved